

(申請者用)

5 郵送による猟銃・空気銃所持許可証の新規交付

申請者（郵送希望者）



管轄警察署に赴き銃砲所持許可の申請を行う。

（この申請は郵送手続はできません。）

※ 現在、猟銃又は空気銃の所持許可を受けていない方（全くの初心者）が、所持許可を受けた場合は、新規に交付を受ける猟銃・空気銃所持許可証を郵送で受け取ることができます。



管轄警察署から所持許可をした旨の電話連絡を受ける。

※ このとき、担当者に猟銃・空気銃所持許可証の郵送を希望する旨を伝えてください。



猟銃・空気銃所持許可証の郵送を希望する方

（必要書類等）

簡易書留用封筒

（留意事項）

- ① 所持許可証の簡易書留による郵送に必要な額の郵便切手を貼付し、申込者の住所、氏名を宛名に記載した封筒を管轄警察署に郵送してください。
- ② 所持許可証の寸法等は、縦12.5cm、横8.8cm、重量約50グラムです。



猟銃・空気銃所持許可証が届く。

管轄警察署から簡易書留により所持許可証が届きます。

※管轄警察署は、申請される方の住所地を管轄する警察署になります。